

1 方針策定の目的

本調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

静岡市に属する全ての組織（以下「全庁」という。）とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等のうち、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達が可能な施設とする。

4 調達にあたり留意すべき事項

- （1）予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。
- （2）障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等、調達に係る競争への参加機会の確保に留意すること。
- （3）物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定に努めること。
- （4）本市内に存する障害者就労施設等の受注機会の増大について配慮すること。
- （5）予算の適正な執行に配慮しつつ、国や本市等における他の施策との調和を図ること。
- （6）調達の推進を図るため、本市が資本金等を出資している外郭団体及び指定管理者に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を理解いただくよう周知すること。

5 令和7年度の調達目標

前年度（令和6年度）調達額を上回ること。

6 優先調達の推進方法

- （1）全庁的な取組
 - ①各局区等が障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、マニュアル等に基づき、市内の障害者就労施設等から物品等を調達する。
 - ②調達の実績等について、2か月毎に庁内ネットワークを通じて全庁で共有する。
 - ③障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口の利用を推進する。
 - ④優先調達推進員を各所属へ設置し、障害者就労施設等が提供できる物品等を確認の上、当該年度の予算及び事務事業の予定を勘案し、優先調達の可能性について検討する。
- （2）随意契約方式の活用について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等から物品等を調達する場合は、本市契約規則等関係規則に従い、随意契約方式を活用しながら調達するものとする。

7 調達方針及び調達額の公表等

- （1）本調達方針を策定後、市ホームページ等により速やかに公表する。
- （2）調達額については、本年度終了後速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。